第74回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告

Ｐ．１　　業務の適正を確保するための体制
　　および当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

Ｐ．８　　連 結 注 記 表

計算書類

Ｐ．１９　個 別 注 記 表

日本ユニシス株式会社

当社は、第74回定時株主総会招集ご通知に際して、株主の皆様に提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」ならびに連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきまして、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトへ掲載し、ご提供しております。
（http://www.unisys.co.jp/invest-j/stock/meeting.html）

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
企業行動憲章および コンプライアンス基本規程 の策定	日本ユニシスグループはコンプライアンスを業務執行の最重要課題と認識し、「日本ユニシスグループ企業行動憲章」および「グループ・コンプライアンス基本規程」を策定し、これに基づき、グループの全役職員は、法令、社会規範および社内規則を遵守し、倫理的な活動を行う。
コンプライアンス委員会の 設置	この実現のため、コンプライアンスを担当する代表取締役と関連コーポレートスタッフ部長等を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、その責任者としての代表取締役であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）の統括のもと、コンプライアンス・プログラムの推進を図る。さらに、グループ各社において選任された各社のCCOと連携し、グループ全体でのコンプライアンス・プログラムについても、積極的な展開を図る。
コンプライアンス教育の 実施	コンプライアンスに関する具体的な行動規範を示したコンプライアンスガイドをグループ各社の全役職員を対象に配布・公開するとともに、全役職員に、コンプライアンス基本方針を遵守し法令等に則った行動をする旨の誓約を求める。
	コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、グループ各社の全役職員を対象として、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関するeラーニングや研修会の実施等による継続的な教育・普及活動を行う。
内部通報制度	グループの役職員が業務を行っていく上でのコンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、コミュニケーション・ルートを設定する。さらに、コンプライアンス委員会事務局への直接の報告・相談ルート（ホットライン）を確立および維持・改善し、コンプライアンス違反による企業信用の失墜など、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する仕組みを構築する。
	ホットライン利用者（通報者）の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じる。
コンプライアンス違反に 対する対応	コンプライアンス違反が発生した場合は、経営トップが自ら問題解決にあたり、原因追及、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上で、厳正な処分を行う。
コンプライアンス体制の 有効性監査	コンプライアンス委員会の活動状況は社長、監査役へ報告されるとともに、取締役会において定期的に報告される。また、内部監査部によりコンプライアンス体制の有効性について監査が行われる。

適正な財務報告を行うための基本方針	「適正な財務報告を行うための基本方針」に則り、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを構築する。
反社会的勢力への対応	反社会的勢力との関係不保持および助長行為の排除を方針とする。

上記体制に関する運用状況の概要

・「日本ユニシスグループ企業行動憲章」および「グループ・コンプライアンス基本規程」に加えて「日本ユニシスグループ役職員行動規範」を制定し、イントラネットへの掲載のほか、eラーニングやアンガーマネジメントを含む各種研修会といった教育・普及活動を通じて、全役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上を図っています。
・通報（ホットラインを含む）並びに違反行為発覚時には、迅速かつ適切に対応し、違反者には厳正な処分を行うとともに、真因分析を行い再発防止策を講じています。また、通報・違反行為の概要・対応状況については、社長、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）および監査役に報告されています。
・コンプライアンス活動の状況については、経営会議および取締役会において報告されています。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書保存管理規程 秘密情報の取扱要領	取締役の職務の執行に係る以下の情報については、文書または電磁的記録により適切に保存および管理を行う。 ①株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録ならびにそれらの関連資料 ②各種委員会その他重要会議の議事の経過およびその関連資料 ③取締役または執行役員を決裁者とする稟議書およびその他重要な社内申請書類 ④会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関または証券取引所に提出した書類の写し等その他重要文書 情報の保存期間および保存場所等の保存および管理に関する体制については、「文書保存管理規程」および「秘密情報の取扱要領」等の社内規則に定める。

上記体制に関する運用状況の概要

・株主総会や取締役会、経営会議等の議事録および稟議書、会計帳簿、契約書等の重要文書については、法令および社内規程に基づき、主管部署において適切に保存・管理されています。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
日本ユニシスグループのリスク管理システム	損失の危険（リスク）については、社内外の状況の変化に応じ、適宜、リスク管理項目の見直しを行うとともに、社内規程「日本ユニシスグループのリスク管理システム」に基づき、以下の施策を実施する。 ①各部署は付与された権限の範囲内で、リスクの発生を未然に防止する諸施策を講じるとともに、万一リスクが発生した場合の対策の策定・対処などのリスク管理を行う。グループ関連組織（団体）の統制リスクについても、リスク管理の対象とする。 ②全社横断的なリスクやグループ全体のリスクの管理については、リスク管理を担当する役員を委員長とするリスク管理委員会が、グループ経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処する。 ③重大なリスクが発生した場合は、社長（または社長が任命した者）を本部長とする経営レベルのリスク対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を実施する。
事業継続活動	事業継続活動については、事業継続推進組織を設置するとともに組織横断的な検討を加えることにより、被害を最小限に食い止め利害関係者への影響を最小化するための事業継続計画（BCP）を策定し、リスクが発生した場合でも迅速かつ的確に対応を図るための体制「事業継続管理（BCM）」へと結び付ける。
ビジネス審査委員会 投資委員会	グループ全体の損益に重大な影響を与える大規模開発案件に対しては、経営レベルが参加するビジネス審査委員会および投資委員会により、提案および実行時における案件の審査を行い、重大なリスクを軽減する。同様に事業型案件の企画・構築・運用に関しても、進行・投資の可否を審査する。
総合セキュリティ委員会	グループ各社の管理下にある重要な情報資産を情報セキュリティの対象とし、総合セキュリティ委員会の設置を行うとともに、グループ情報セキュリティ総合戦略に基づき、情報セキュリティ強化策を策定、実施する。なお、当社およびグループ会社の協力企業に対しても同様に情報管理の徹底を図る。
リスク管理体制の有効性監査	リスク管理委員会の活動状況は社長、監査役に報告されるとともに、内部監査部により、リスク管理体制の有効性について監査を行う。

上記体制に関する運用状況の概要
・「日本ユニシスグループのリスク管理システム」に基づき、平時は各部署においてリスクの発生を未然に防止する施策を講じるとともに、グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクに対してはリスク管理委員会が的確に対処する体制を敷いています。 ・年度毎に目標や重点施策を設け、それに沿った対策や研修等を実施することで、リスク管理体制の強化を図っています。 ・リスク管理委員会、総合セキュリティ委員会およびBCP（事業継続計画）プロジェクトの活動状況については、経営会議および取締役会において報告されています。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
取締役会	定時取締役会は毎月 1 回開催し、臨時取締役会は必要に応じ随時開催する。取締役会は、代表取締役および執行役員の職務執行が効率的かつ適正に行われているかの監督を行う。
執行役員制度	経営の監督と執行を分離するために、執行役員制度を採用し、迅速な業務執行を図る。
経営会議	業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、全代表取締役および執行役員を兼務する取締役を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行う。
委員会制度	取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議するために、各種委員会（コンプライアンス委員会、CSR委員会、リスク管理委員会、総合セキュリティ委員会、投資委員会、ビジネス審査委員会、情報システム投資委員会等）を置く。
稟議制度	一段組織長の権限を越える案件については、関連コーポレートスタッフ部長の専門的意見を反映させた上で、担当役員、意思決定機関（委員会）または経営会議構成メンバーの合議により決裁する制度を構築、運営する。
上記体制に関する運用状況の概要	
・取締役会・経営会議および各種専門委員会における審議ならびに稟議決裁制度に基づく権限委譲により、案件の重要度に応じた迅速かつ効率的な業務執行を図っています。 ・上場会社の重要な統治機関の一翼を担うために期待される役割・責務を適切に果たせる様、必要な知識の習得や更新を行うべく、役員向け研修を充実させています。	

当社ならびにグループ会社における業務の適正を確保するための体制	
関係会社管理規程	当社ならびにグループ会社の経営効率の向上および経営理念の統一化を図りグループとしての発展を遂げるために、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対し適切な管理を行う。
主管部署制	グループ会社の自律経営を原則としたうえで、グループ会社に対する主管部署を設け、主管部署は以下の諸事項についてグループ会社に対し適切な管理を行う。 ①個々のグループ会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築、維持する。 ②グループ会社の経営者が適切な水準の内部統制を整備、運用するよう求める。 ③グループ会社の重要なリスクの存在を識別し、これに対応するために継続的な統制を組織的に行う。
取締役、監査役の派遣	グループ各社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は取締役会において派遣先会社の代表取締役、業務を担当する取締役および執行役員の職務執行を監督し、監査役は派遣先会社の監査を行うとともに各監査役は連携し、グループ監査の実効性を高める。
シェアードサービスを活用した内部統制	当社またはグループ会社の専門会社が一括してグループ各社の人事業務、経理業務、総務業務等に関する事務作業を代行処理し、日常的に不正・誤謬の発生を防ぐ。
グループ・コンプライアンス	グループ全体でのコンプライアンス・プログラムについては、グループ各社のCCOが相互連携し、積極的な展開を図るとともに、グループ会社全体の統一したホットライン（内部通報窓口）を設置する。
グループ会社に対する内部監査	当社の内部監査部は、内部監査計画を立案し社長の承認を得た上でグループ会社全体の業務執行状況の内部監査を行う。
上記体制に関する運用状況の概要	
・「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社毎に主管部署を定め、当該主管部署を通じて、適切かつ実効的なグループ会社管理を行っています。 ・グループ会社に対し、当社から取締役および監査役を派遣し、派遣先会社の取締役の職務執行を監督しています。	

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項 および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項	
監査役室の設置	当社は、監査役の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるため、監査役の職務遂行を補助する組織として監査役室を設置し、室長１名を含む適正な人数の職員を配置する。なお、そのうち1名は原則として専任化する。これらの職員は監査役の指揮命令に従って、監査業務全体を補佐するものとし、これに必要な、適正な知識、能力を有するものとする。
監査役室員の人事	監査役室員の取締役からの独立性を確保するため、監査役室員の人事については、担当取締役が監査役会の同意を得たうえ決定する。
上記体制に関する運用状況の概要	
・監査役の職務を専属的に補助する部署である監査役室に、専任者１名および兼務者1名が配置されています。 ・監査役室員の人事については監査役会の同意を得た上で決定しています。	

監査役への報告に関する体制	
重要会議への出席	監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起することができるよう、監査役は、取締役会のほか、経営会議、その他の重要会議に出席することができる。
重要書類の閲覧	監査役・監査役会には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出される。
監査役（会）への報告	取締役および執行役員は、自己の職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼすおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告する。
	グループの役職員は、必要に応じ、当社の監査役に対し直接コンプライアンスに関する報告を行うことができる。
	監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ内において周知徹底する。
連絡会議の開催	監査役は、定期的に、社長、その他の取締役、執行役員、関連コーポレートスタッフ部長等との連絡会議を開催し、さらに、随時必要に応じ、職員も含め執行部側から、グループ会社に関する事項を含む報告を受けることができる。特に、コンプライアンス関連情報については、CCOとの連絡会を定期的に開催する。

グループ会社監査役との連携	監査役は、主要な関係会社の往査ならびにグループ会社の監査役との日頃の連携および日本ユニシスグループ監査役連絡会を通して、グループ会社管理の状況の監査およびグループ監査の質的向上を図る。

上記体制に関する運用状況の概要

・監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席しているほか、稟議書等の重要書類が監査役に回付されています。
・監査役は、社長その他の取締役、執行役員、事業部長等に対し、随時ヒアリングを実施し、経営の状況や課題、リスク・コンプライアンス事案等に関し意見交換を行っています。
・監査役への直接の報告相談ルートとして「監査役ホットライン」を設置しています。
・監査役は適宜、主要なグループ会社の往査を実施するとともに、四半期に一度当該グループ会社の監査役との連絡会を開催して情報共有を図り、グループとしての管理・統制状況を確認しています。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の重要性・有用性の認識と、環境の整備	取締役は、監査役の職責、心構え、監査体制、監査基準、行動指針等を明確にした「監査役監査基準」を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。
内部監査部との連携	監査役・監査役会は、内部統制システムの状況およびリスク評価等を含み、効率的な監査ができるよう、内部監査部と緊密な連携を保つことができる。
監査役監査への協力	監査役・監査役会が必要と認めたときは、代表取締役等と協議のうえ、特定の事項について、内部監査部に調査を求めることができる。また、監査役は、法務部、経理部その他の各部に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
会計監査人との連携	監査役・監査役会は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。
監査費用	監査役の職務の執行に係る費用については、その費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められたものを除き、当社が負担する。

上記体制に関する運用状況の概要

・監査役会は、四半期に一度、三様監査連絡会を開催し、会計監査人および内部監査部との連携を図っています。
・常勤監査役は内部監査部との定例会や内部監査の講評会に出席し、情報共有を図るとともに、必要な意見交換を行っています。
・監査役の職務執行に係る費用については会社が全て負担しています。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

連結子会社の数　　13社

主要な連結子会社の名称

ユニアデックス㈱

日本ユニシス・エクセリューションズ㈱他

キャナルグローブ㈱等を当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。また、連結子会社であった日本ユニシス・ビジネス㈱は清算結了により連結の範囲から除外しております。

②　非連結子会社の状況

非連結子会社の数　　7社

主要な非連結子会社の名称

ＮＵＬシステムサービス・コーポレーション他

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除いております。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した関連会社の数　　2社

関連会社名　紀陽情報システム㈱他

当連結会計年度において新たに株式を取得したため、PT.INDIVARA SEJAHTERA MANDIRIを持分法適用の関連会社に含めております。

②　持分法を適用しない主要な関連会社の名称

関連会社名　㈱東北バンキングシステムズ他

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社（7社）および関連会社（12社）の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法による原価法
投資事業組合への出資	組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ　　時価法

たな卸資産

販売用コンピュータ	主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
保守サービス用部品他	主として個別原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

機械装置および運搬具 （営業用コンピュータ）	主として営業利用目的使用期間に基づく定額法で残存価額が零となる方法によっております。 なお、主な耐用年数は5年です。
その他の有形固定資産 （リース資産を除く）	主として定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物及び構築物　　4年～50年

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェア	見込販売収益または数量に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。 なお、見込販売可能期間は原則として3年と見積っております。
自社利用のソフトウェア （リース資産を除く）	見込利用可能期間に基づく定額法によっております。 なお、見込利用可能期間は原則として5年～10年と見積っております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
請負開発損失引当金	ソフトウェアの請負開発契約等に係る将来の損失に備えるため、原価規模50百万円以上の契約について、将来発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることが可能な損失見込相当額を計上しております。

④ 重要な外貨建資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ 重要な収益および費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる当社および一部の連結子会社の原価規模50百万円以上の契約については工事進行基準を、その他の契約については検収基準を適用しております。

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価値を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする、アーンド・バリュー法等を用いております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

商品輸入の予定取引に関する為替変動リスクに対して為替予約等を、変動金利の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップをそれぞれヘッジ手段としてヘッジ取引を行っております。

ヘッジ方針

ヘッジ取引は、ヘッジ対象の範囲内で為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジする手段として行い、投機目的やトレーディング目的のデリバティブ取引は行わない方針です。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判断時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦ 退職給付に係る会計処理方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産として計上しております）。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部における「その他の包括利益累計額」の「退職給付に係る調整累計額」に計上しております。

⑧ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

⑨ のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年間の定額法により償却しております。

⑩ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外収益の「受取販売奨励金」（当連結会計年度は、44百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度における「受取販売奨励金」は、93百万円です。

前連結会計年度において独立掲記しておりました特別利益の「投資有価証券売却益」（当連結会計年度は、5百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別利益の「その他」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度における「投資有価証券売却益」は、101百万円です。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　38,223百万円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

4．連結損益計算書に関する注記

（減損損失）

⑴　減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
江東区豊洲他	アプリケーションサービス事業用資産	ソフトウェア、無形固定資産その他、機械装置及び運搬具
江東区豊洲	自社利用資産	ソフトウェア

⑵　減損損失の認識に至った経緯及びグルーピング方法

サービスの提供を目的として保有する固定資産については、「同一の固定資産を利用する契約群」単位によりグルーピングを行っており、賃貸機器事業については、「顧客別」にグルーピングを行っております。また、一部の連結子会社においては、「契約形態別の売上区分」に基づいてグルーピングを行っております。

アプリケーションサービス事業用資産の一部について、減損の兆候が認識されたことから、今後の収益性を検証した結果、将来キャッシュ・フローの見積り総額が当該資産の帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、自社利用資産については全社共用資産であり、共用資産を含む、より大きな単位である全社単位でグルーピングを行っておりますが、一部使用していたシステムについて将来の使用が見込まれなくなったため、個別にグルーピングを行い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

⑶　減損損失の金額

・アプリケーションサービス事業用資産

ソフトウェア	234百万円
無形固定資産その他	208百万円
機械装置及び運搬具	14百万円
合計	457百万円

・自社利用資産

ソフトウェア	118百万円
合計	118百万円

⑷　回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのものについては回収可能価額を零として算定しております。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	109,663	－	－	109,663	
合計	109,663	－	－	109,663	
自己株式					
普通株式	9,351	0	10	9,341	(注)
合計	9,351	0	10	9,341	

(注) 1．普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものです。
2．普通株式の自己株式の株式数の減少10千株は、ストックオプションの権利行使によるものです。

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月28日定時株主総会	普通株式	1,755	17円50銭	平成29年3月31日	平成29年6月29日
平成29年11月6日取締役会	普通株式	2,006	20円00銭	平成29年9月30日	平成29年12月5日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成30年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,006	20円00銭	平成30年3月31日	平成30年6月28日

⑶　当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　284千株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別内訳

流動資産

・繰延税金資産	
未払賞与	2,699百万円
たな卸資産評価損	1,040百万円
繰越欠損金	757百万円
税務売上認識額	436百万円
未払事業税・事業所税	325百万円
たな卸資産未実現利益	122百万円
請負開発損失引当金	70百万円
その他	826百万円
繰延税金資産小計	6,279百万円
評価性引当額	△880百万円
繰延税金資産合計	5,398百万円
・繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△0百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
・繰延税金資産（負債）の純額	5,397百万円

固定資産

・繰延税金資産	
繰越欠損金	2,207百万円
減価償却超過額	1,492百万円
減損損失	1,535百万円
税務売上認識額	391百万円
退職給付に係る負債	231百万円
その他	1,200百万円
繰延税金資産小計	7,060百万円
評価性引当額	△4,111百万円
繰延税金資産合計	2,948百万円
・繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,812百万円
退職給付に係る資産	△1,088百万円
その他	△262百万円
繰延税金負債合計	△4,163百万円
・繰延税金資産（負債）の純額	△1,215百万円

（注）固定資産の繰延税金資産（負債）の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産－繰延税金資産	142百万円
固定負債－繰延税金負債	△1,357百万円

7．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、所要資金については金融機関からの借入金および社債の発行等により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は、通常の取引の範囲内において行っており、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に沿って、審査担当部署が信用調査を行うこと等により、リスク低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を見極めながら、取引先企業との関係を勘案し、保有状況を見直しております。

営業債務である買掛金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約）を利用してヘッジしております。

長期借入金のうち、金利変動リスクに晒されているものは、金利スワップ取引およびデリバティブ内包型借入を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建て債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、一定の社内手続に則り財務担当部署が実行、管理しております。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

		連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）(注)1	差額
①	現金及び預金	18,575	18,575	－
②	受取手形及び売掛金	68,650	68,650	－
③	投資有価証券 その他有価証券(注)2	17,223	17,223	－
④	支払手形及び買掛金	(21,820)	(21,820)	－
⑤	短期借入金	(1,350)	(1,350)	－
⑥	長期借入金(注)3	(26,645)	(26,625)	△19
⑦	デリバティブ取引	0	0	－

（＊）負債に計上されているものについては、（　　）で示しております。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券
時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金、⑤ 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものの時価については帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。
長期借入金のうち、固定金利によるものの時価については元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記⑦参照）については、金利スワップと一体として処理した結果の元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用されると合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑦ デリバティブ取引
取引金融機関から提示された価格を時価としております。ただし、振当処理によるものは、支払手形及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該支払手形および買掛金の時価に含めて記載しております（上記④参照）。
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記⑥参照）。
デリバティブ内包型の長期借入金については、当該組込みデリバティブが金利の変動を固定化するものであるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記⑥参照）。

(注) 2.非上場株式等（連結貸借対照表計上額6,059百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3.長期借入金には1年内返済予定の金額を含んでおります。

8．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,026円72銭
1株当たり当期純利益	119円12銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	118円69銭

9．退職給付に関する注記

⑴ 採用している退職給付制度の概要

当社およびユニアデックス㈱は、退職金制度として、確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）ならびに確定拠出年金制度および退職金前払制度（確定拠出年金制度との選択制）を設けております。

その他の連結子会社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度および退職一時金制度を設けております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑵ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

① 退職給付債務の期首残高	109,907百万円
② 勤務費用	2,271百万円
③ 利息費用	505百万円
④ 数理計算上の差異の発生額	△289百万円
⑤ 退職給付の支払額	△5,067百万円
⑥ 退職給付債務の期末残高	107,327百万円

(注)一部の連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

⑶ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

① 年金資産の期首残高	109,040百万円
② 期待運用収益	1,635百万円
③ 数理計算上の差異の発生額	885百万円
④ 事業主からの拠出額	3,677百万円
⑤ 退職給付の支払額	△5,042百万円
⑥ 年金資産の期末残高	110,196百万円

⑷ 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

① 積立型制度の退職給付債務	△106,640百万円
② 年金資産	110,196百万円
	3,556百万円
③ 非積立型制度の退職給付債務	△687百万円
④ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,869百万円
⑤ 退職給付に係る負債	△687百万円
⑥ 退職給付に係る資産	3,556百万円
⑦ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,869百万円

⑸ 退職給付費用およびその内訳項目の金額

① 勤務費用(注)1	2,271百万円
② 利息費用	505百万円
③ 期待運用収益	△1,635百万円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	2,868百万円
⑤ 確定給付制度に係る退職給付費用	4,009百万円
⑥ その他(注)2	1,088百万円

(注)1.簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は勤務費用に含めております。

(注)2.「その他」は、確定拠出年金制度への要拠出額、退職金前払制度による従業員に対する前払退職金支給額の要拠出額です。

なお、確定拠出年金制度への要拠出額は936百万円です。

⑹ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果調整前)の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	4,043百万円

⑺ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果調整前)の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	△2,877百万円

⑻ 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	48%
生命保険一般勘定	14%
株式	12%
現金及び預金	12%
その他	14%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑼ 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

① 割引率	主として0.45%
② 長期期待運用収益率	主として1.5%
③ 予想昇給率	主として3.4%(平均)

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　移動平均法による原価法

投資事業組合への出資　組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ　時価法

たな卸資産

商品（販売用コンピュータ）　主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

⑵　固定資産の減価償却の方法

営業用コンピュータ　営業利用目的使用期間に基づく定額法で残存価額が零となる方法によっております。
なお、主な耐用年数は5年です。

その他の有形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
建物および構築物　6年～50年
工具器具備品　2年～20年

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェア　見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。なお、見込販売可能期間は原則として3年と見積っております。

自社利用のソフトウェア（リース資産を除く）　見込利用可能期間に基づく定額法によっております。
なお、見込利用可能期間は原則として5年～10年と見積っております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

貸倒引当金　売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

無償サービス費引当金　保守サービス契約およびシステムサービス契約に基づく無償サービス費用の負担に備えるため、過去の実績率等に基づく発生見込額を計上しております。

請負開発損失引当金	ソフトウェアの請負開発契約等に係る将来の損失に備えるため、原価規模50百万円以上の契約について、将来発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることが可能な損失見込相当額を計上しております。
偶発損失引当金	将来発生する可能性の高い偶発損失に備え、偶発事象ごとに個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した負担損失見込額を計上しております。
退職給付引当金 (前払年金費用)	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
進路選択支援補填引当金	進路選択支援プログラム制度適用による退職従業員の進路選択支援補填金の支出に備えるため、期末支援補填金見積額の全額を計上しております。
投資損失引当金	関係会社の債務超過にかかる損失に備えるため、当該関係会社の債務超過相当額を計上しております。
環境対策引当金	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しています。

⑷ 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑸ 重要な収益および費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる当社の原価規模50百万円以上の契約については工事進行基準を、その他の契約については検収基準を適用しております。

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価値を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする、アーンド・バリュー法を用いております。

⑹ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

商品輸入の予定取引に関する為替変動リスクに対して為替予約を、変動金利の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップをそれぞれヘッジ手段としてヘッジ取引を行っております。

ヘッジ方針

ヘッジ取引は、ヘッジ対象の範囲内で為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジする手段として行い、投機目的やトレーディング目的のデリバティブ取引は行わない方針です。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判断時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑺ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

⑻ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

⑼ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において独立掲記しておりました営業外収益の「受取販売奨励金」（当事業年度は、44百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度における「受取販売奨励金」は、93百万円です。

前事業年度において特別損失の「その他」に含めておりました「固定資産除売却損」（当事業年度は、69百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度における「固定資産除売却損」は、21百万円です。

前事業年度において独立掲記しておりました特別損失の「投資有価証券売却損」（当事業年度は、3百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度における「投資有価証券売却損」は、43百万円です。

3．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　33,117百万円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

⑵ 関係会社に対する短期金銭債権　14,967百万円

⑶ 関係会社に対する短期金銭債務　5,679百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	6,087百万円
仕入高	32,578百万円
営業取引以外の取引高	3,211百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項　　（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	9,350	0	10	9,340	（注）
合計	9,350	0	10	9,340	

（注）1．普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものです。
2．普通株式の自己株式の株式数の減少10千株は、ストックオプションの権利行使によるものです。

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別内訳

流動資産

・繰延税金資産

未払賞与	1,555百万円
繰越欠損金	757百万円
たな卸資産評価損	87百万円
税務売上認識額	436百万円
無償サービス費引当金	47百万円
請負開発損失引当金	59百万円
貸倒引当金	12百万円
その他	745百万円
繰延税金資産小計	3,701百万円
評価性引当額	△370百万円
繰延税金資産合計	3,330百万円

固定資産

・繰延税金資産

繰越欠損金	1,946百万円
減損損失	1,535百万円
減価償却超過額	1,185百万円
税務売上認識額	391百万円
投資損失引当金	95百万円
その他	1,762百万円
繰延税金資産小計	6,917百万円
評価性引当額	△4,232百万円
繰延税金資産合計	2,684百万円

・繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,746百万円
前払年金費用	△386百万円
その他	△188百万円
繰延税金負債合計	△3,321百万円

・繰延税金資産（負債）の純額　△636百万円

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等　　(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ユニアデックス㈱	所有直接　100%	ネットワーク、サポートサービスの委託 役員の兼任	営業取引 (注) 1,3①	27,042	買掛金他 (注) 1,3①	2,248
				資金の貸付 (注) 2,3②	9,025	貸付金 (注) 3②	10,261

(注) 1．上記取引金額には消費税等は含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。
2．資金の貸付にかかる取引金額については、期中平均残高を記載しております。
3．取引条件および取引条件の決定方針等
① 価格その他取引条件は、当社グループの事業戦略における位置付け等を勘案し、交渉の上で決定しております。
② 貸付金利率については、市場金利を勘案して決定しております。

8．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	856円07銭
1株当たり当期純利益	103円40銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	103円02銭